

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

			資料番号	11	担当課	循環型社会推進課
法令名	愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例	根拠条項	14-4	許可等 の内容	特定事業の変更の許可（第14条第1項）	

（変更の許可等）

第14条 第9条の許可を受けた者は、第10条第1項第2号又は第2項第1号（同条第1項第2号に係るものに限る。）に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2・3 省略

4 第9条の2、第11条第1項及び前2条の規定は第1項の許可について、第11条第2項の規定は第3項の届出があった場合について、それぞれ準用する。

（許可の基準）

第12条 知事は、第9条の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

- （1） 特定事業の施工を管理することができる事務所が設置されること。
- （2） 特定事業区域内の表土が土砂基準に適合する土砂等であること。
- （3） 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。
- （4） 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ウ この条例又は廃棄物処理法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 第7条第2項若しくは第3項又は第22条の2の規定による命令を受け、当該命令に係る必要な措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者を含む。）

オ 第23条（第3号エに係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（同号ウに該当することにより許可が取り消された場合を除く。）にあっては、当該取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

カ 第23条（第3号エに係る部分を除く。）の規定による許可の取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

- キ カに規定する期間内に第 21 条第 2 項の規定による廃止の届出があった場合において、力の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- ク 第 23 条の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日当該法人の役員であった者を含む。）
- ケ 廃棄物処理法第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（廃棄物処理法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（廃棄物処理法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
- コ 廃棄物処理法第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（廃棄物処理法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に廃棄物処理法第 7 条の 2 第 3 項（廃棄物処理法第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- サ コに規定する期間内に廃棄物処理法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、コの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の同令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
- シ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ス 暴力団員等
- セ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからスまでのいずれかに該当するもの
- ソ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの
- タ 個人で規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの
- チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 知事は、第 9 条の許可の申請が第 10 条第 2 項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第 9 条の許可をしてはならない。
- (1) 特定事業の施工を管理することができる事務所が設置されること。
 - (2) 特定事業区域内の表土が土砂基準に適合する土砂等であること（特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造が当該特定

事業による土壌の汚染を防止するものであること。)

- (3) 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。
- (4) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。
- (5) 申請者が前項第4号アからチまでのいずれにも該当しないこと。